

問
32

労働基準監督署への届出はどうするのですか？

労働基準監督署への届出は、労基則様式第9号（P.84参照）に必要事項を記入のうえ、提出することになります。もちろん、36協定を書面で締結しないままでは、いくら届け出たからといっても、時間外・休日労働を行わせることはできません。また、使用者は、36協定を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示・備え付けるか、書面を労働者に交付するなどしなければなりません（労基法第106条第1項、労基則第52条の2）から、当然、事業場に保管していない場合には時間外・休日労働を行わせることができません。なお、労働基準監督署へ届け出る様式に労働者代表の押印等を加えてそのまま36協定の協定書として利用し届け出るとは差し支えありません（昭53.11.20基発第642号、昭63.3.14基発第150号、平11.3.31基発第168号）。

自治体の一部の職場では、36協定は労働基準監督署ではなく自治体の人事委員会（人事委員会を置かない自治体では首長）に届け出ます（地公法第58条第5項）。また、船員については、船員労務官が監督機関になります（船員法第105条）。

監督機関	事業場例	労基法別表第1
労働基準監督署	電気・ガス・水道の各事業場、給食調理場、印刷所、鹵検定所、自動車整備工場、共同作業所	1（製造業）
	砂利採取事業所	2（鉱業）
	土木事務所、空港建設事務所、土地改良事務所、公園管理事務所	3（土木・建築）
	バス・地下鉄事業所	4（交通）
	港湾管理事務所	5（港湾）

監督機関	事業場例	労基法別表第1
労働基準監督署	林業事務所、農業センター、園芸センター、フラワーセンター（農林の事業は林業を除き36協定の対象外）	6（農林）
	畜産センター、水産種苗センター（牧畜・水産の事業は36協定の対象外）	7（牧畜・水産）
	駐車場、市場、物産館、野球場	8（商業）
	公益質屋、観光案内所	9（金融・広告）
	公営競技事務所	10（映画・演劇）
人事委員会 （人事委員会のない自治体は首長）	水産事務所無線所	11（通信）
	小学校、中学校、高等学校、大学、幼稚園、看護学校、消防学校、警察学校、盲学校、ろう学校、養護学校、職業能力開発校、職員研修所、農業試験場、林業試験場、水産試験場、工業試験場、食肉衛生検査所、公衆衛生検査所、工芸指導所、青年センター、海洋センター、図書館、公民館、博物館、科学館、体育館、美術館、天文台、点字図書館	12（教育・研究）
労働基準監督署	病院、保健所、保育所、防疫事務所、老人ホーム、福祉センター、母子生活支援施設、公衆浴場、助産所、保健センター、乳児院、食肉衛生検査所、隣保館、血液銀行、精神保健福祉センター、盲（ろう、養護）学校寄宿舎、し体不自由児施設、知的障害児施設、身体障害者更生援護施設	13（保健・衛生）
	国民宿舎、ユースホステル、保養センター	14（娯楽・接客）
	清掃事業所、火葬場、し尿処理場、終末処理場、家畜処理場	15（清掃・と場）
人事委員会 （人事委員会のない自治体は首長）	本庁、支所、出張所、行政委員会事務局、消防署、警察署、旅券事務所、福祉事務所、家畜保健衛生所、蚕業指導所、病虫害防除所、地域農業改良普及センター、計量検査所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所、児童相談所、消費生活センター、コミュニティセンター、機動隊、運転免許試験場、授産所	（官公署）